

令和元年度
公の施設の指定管理者監査
結果報告書

(公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団)

いわき市監査委員

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 阿 部 秀 文
同 小 野 茂

公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象年度 平成30年度

2 監査の対象及び実施期間

- (1) 指定管理者 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
- (2) 施設名 いわき市こども元気センター及びいわき市後宿児童遊園
- (3) 所管部局 こどもみらい部 こども支援課
- (4) 実施期間 令和元年9月3日から同年12月20日まで

3 監査の主な着眼点

(1) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(2) 所管部局関係

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

4 監査の方法

現地に赴き、指定管理者等の立会いのもと、関係業務の概要について説明を受けるとともに、協定書及び管理に関する仕様書等の関係書類や諸帳簿等の内容を調査し、必要に応じて関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理及び運営は、協定等に基づきおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、適正に事務処理をされたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

指定管理者の業務の概要及び監査結果については、後述のとおりである。

【指定管理者の業務の概要及び監査結果】

指定管理者 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団

1 公の施設の概要

(1) 名称

いわき市こども元気センター及びいわき市後宿児童遊園

(2) 所在

いわき市植田町本町一丁目12番地

(3) 施設内容

① こども元気センター

敷地面積 2,507.46㎡

延床面積 1,470.32㎡

(相談室、教養室、遊戯室、授乳室、屋内運動場、こどもチャレンジアスリートルーム、じゃぶじゃぶ池 等)

② 後宿児童遊園

敷地面積 8,076.00㎡

(4) 設置目的

① こども元気センター

子どもに健全な遊び、学習等の場を提供するとともに、子育てをする家庭及び地域社会との交流を促進し、子どもの健やかな成長を支援するため、子ども・子育て支援施設として設置するもの。

② 後宿児童遊園

児童に健全な遊びを与え幼児又は少年を個別的及び集団的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童厚生施設として設置するもの。

(5) 所管部局

こどもみらい部 こども支援課

2 指定管理者の指定の事務手続

(1) 指定管理者の指定根拠法令等

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ いわき市こども元気センター条例第13条第1項
- ・ いわき市児童厚生施設条例第9条第1項

(2) 指定管理者候補者の選定及び決定

指定管理者候補者の選定については、2施設の公募を併せて実施し、「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団」1団体から申請があった。「いわき市保健福祉部・こどもみらい部指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会における審査を行った結果、評価結果が一定点数以上であったため、当該団体を指定管理者候補者として決定している。

(3) 指定管理者の指定に係る市議会の議決日

平成27年12月17日

(4) 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

※ なお、こども元気センターは、平成28年4月1日供用開始により初めて指定管理者制度を導入した施設であり、「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」に基づき、指定期間を3年間としている。

3 指定管理者の業務の状況

(1) 主な業務範囲

① 事業の実施、その他提供するサービス

- ・ 子どもの遊び、学習等のための施設の提供
 - ・ 子どもの健全な育成に係る活動の企画及び実施
 - ・ 子育てに関する相談、助言及び情報の提供
 - ・ 子育てをする家庭及び地域社会における交流の促進 等
- ② 施設、設備、備品等の維持管理業務
 - ③ 施設の使用許可（こども元気センター屋内運動場）
 - ④ 使用料の徴収及び収納
- (2) 管理状況
常勤職員 8 名、非常勤職員 3 名、計 11 名で管理運営
- (3) 平成 30 年度指定管理料
43,810,000 円〔平成 30 年度協定締結日：平成 30 年 4 月 1 日〕
- (4) 平成 30 年度の施設利用状況
- ① 就学児童 20,177 人
 - ② 未就学児 46,093 人
 - ③ 大人 45,408 人
 - ④ 合計 111,678 人

4 監査の結果

(1) 指定管理者について

指定管理者における施設管理業務は、いわき市こども元気センター条例、いわき市児童厚生施設条例、協定書、仕様書等に基づいて行われていた。

施設の維持管理に関する業務については、日常の備品及び設備等の点検を行い、修繕が必要と判断される箇所がある場合には、所管課に報告し対応するなどしており、おおむね適正に処理されていた。

施設の使用許可及び使用料の徴収については、いわき市こども元気センター条例及び同施行規則並びに市財務規則に基づき適正に執行されていた。

施設の管理運営に係る会計経理の状況については、伝票、出納帳簿等の整備及び請求書や領収証書等の保管は、おおむね適切に処理されていた。

施設の利用促進に関する業務については、ホームページの活用や来場者に対する行事予定表の配布等の取組みを実施していた。

指定管理者が協定書及び仕様書に基づき行っている施設の管理運営業務については、おおむね適正に行われていると認められたが、一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【是正改善を要する事項】

事業報告書及び月次報告書について、仕様書どおりに履行していない例が認められた。

※ 事業報告書について、仕様書に定められた項目のうち、「施設使用者の満足度」及び「課題分析と自己評価」の報告を行っていなかった。また、月次報告書について、平成 30 年度中の全ての月において提出していなかった。

(2) 所管部局について

指定管理者の指定に係る手続及び管理に関する協定書の締結は、いわき市こども元気センター条例及びいわき市児童厚生施設条例等に基づき適正に行われていた。

平成 30 年度の指定管理料については、算定基礎となる管理経費が明確に算定され、指定管理料の支払についても、協定書に規定されているとおり行われていた。

また、協定書及び仕様書に基づき、指定管理者から管理運営に関する計画が記載された「事業計画書」の提出を受けるとともに、管理業務の実施状況や収支状況等が記載された「事業報告書」の提出を受けていた。

所管部局による指定管理者に対する管理監督は、おおむね適正に行われていると認め

られたが、一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分に把握し、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【是正改善を要する事項】

- ① 事業報告書及び月次報告書について、仕様書どおりの履行がなされているかの確認を行っていない例が認められた。

※ 事業報告書について、「施設使用者の満足度」及び「課題分析と自己評価」の報告がないまま受理し、内容の確認も行っていなかった。また、月次報告書について、提出がないにもかかわらず、その求めを行っておらず、指定管理業務の実施状況確認を行っていなかった。

- ② 支出事務において、他施設の費用に係る支出がなされている例が認められた。
- ③ 入札に付すべき備品の購入において、入札に付さず、伝票を分割し、契約とは異なるものを納品させている例が認められた。